

新	旧
<p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領 (平成20年9月29日建管-1625)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、秋田県が発注する測量、設計及び調査の業務 _____ _____に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う、最低制限価格制度の試行実施に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用対象)</p> <p>第1条の2 この要領の規定は、<u>測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務又は地質調査業務（別表に定める業務に限る。）</u>に係る入札であって、低入札価格調査制度を適用する業務以外の<u>業務に係るもの</u>を対象とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、業務価格の算定において、特殊業務等により積算基準が整備されておらず積算の信頼度が乏しい分野においては、この要領の規定を適用しないことができる。 _____</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>この要領は、平成29年12月1日から施行し、平成29年12月1日以降に入札公告等を行う業務委託から適用する。</u></p> <p>別表（第1条の2の2関係）</p> <p>_____</p> <p><u>次の各号に掲げる積算基準書の区分に応じ、当該各号に定める業務。</u></p> <p>(1) 設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部） <u>次に掲げる業務</u></p> <p>①測量業務</p> <p>②地質調査業務</p>	<p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領 (平成20年9月29日建管-1625)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、秋田県が発注する測量、設計及び調査の業務（土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント、補償コンサルタントの5業務。以下「建設コンサルタント5業務」という。）に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条__10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う、最低制限価格制度の試行実施に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用対象業務)</p> <p>第1条の2 この要領の規定は、<u>建設コンサルタント5業務</u>において _____、 _____、 低入札価格調査制度を適用する業務以外の<u>業務委託契約</u>を対象とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、業務価格の算定において、特殊業務等により積算基準が整備されておらず積算の信頼度が乏しい分野においては、この要領の規定を適用しないことができる。<u>(適用対象業務は別表に示す。)</u></p> <p>別表（第1条の2の2関係）</p> <p><u>適用対象業務</u></p> <p>請負対応額が3百万円未満の建設コンサルタント業務等であって、次の積算基準書に基づく<u>もの。</u></p> <p>(1) 設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）</p> <p>①測量業務</p> <p>②地質調査業務</p>

新	旧
<p>③ <u>土木設計業務</u> ④ <u>調査、計画業務</u></p> <p>(2) 港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局） <u>次に掲げる業務</u> ① 港湾設計等業務 ② 港湾測量・<u>調査等業務</u></p> <hr/> <p>③ <u>港湾土質調査業務</u></p> <p>(3) 下水道用設計標準掛表（<u>公益社団法人日本下水道協会</u>） <u>下水道設計業務</u></p> <p>(4) 設計等業務委託料算定基準（秋田県建設部営繕課） <u>建築工事の設計業務及び工事監理業務</u></p> <p>(5) 用地調査等業務費積算基準（秋田県建設部） <u>用地調査業務</u></p> <p>(6) 工損調査等業務費積算基準（秋田県建設部） <u>工損調査業務</u></p> <p>(7) <u>土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局整備部設計課） 次に掲げる業務</u> ① 調査業務 ② 測量業務 ③ 設計業務</p> <p>(8) <u>農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部） 次に掲げる業務</u> ① <u>調査業務</u> ② <u>測量業務</u> ③ <u>設計業務</u></p> <p>(9) 森林整備保全<u>調査等業務標準積算基準書</u>（秋田県農林水産部） <u>次に掲げる業務</u> ① 調査業務 ② 測量業務 ③ 設計業務 ④ <u>計画作成等業務</u></p> <p>(10) 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（（社）土地改良測量設計技術協会） <u>次に掲げる業務</u> ① 用地測量<u>業務</u> ② 用地調査<u>業務</u> ③ 工損調査<u>業務</u></p>	<p>③ _____設計業務</p> <p>(2) 港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局） ① 港湾設計等業務 ② 港湾測量 _____業務 ③ <u>水中部施工状況調査業務</u> ④ 港湾土質調査業務</p> <p>(3) 下水道用設計標準掛表（<u>国土交通省都市・地域整備局下水道部</u>） ① 下水道設計業務</p> <p>(4) 設計等業務委託料算定基準（秋田県建設部営繕課） ① 建築工事の設計業務及び工事監理業務</p> <p>(5) 用地調査等業務費積算基準（秋田県建設部） ① 用地調査</p> <p>(6) 工損調査等業務費積算基準（秋田県建設部） ① 工損調査</p> <p>(7) <u>農業農村整備事業設計積算要領（秋田県農林水産部）</u> ① 調査業務 ② 測量業務 ③ 設計業務</p> <p>(8) 森林整備保全 _____業務標準積算基準書（秋田県農林水産部） ① 調査業務 ② 測量業務 ③ 設計業務</p> <hr/> <p>(9) 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（（社）土地改良測量設計技術協会） ① 用地測量 ② 用地調査 ③ 工損調査</p>